## 平成25年度 事務事業評価シート ※平成24年度に実施した事業を評価しています

 事務事業名称
 産業廃棄物指導・監視事業
 24
 01
 01
 予算事業名
 指導・監視事務

 担当部署
 環境部
 産業廃棄物指導課
 指導担当
 予算事業コード
 会計
 10
 款
 04
 項
 02
 目
 04

## 1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の	の位置付け	け(太枠内) 位置付けなしの場合			法令による実施義務		義務		
基本目標(章)	5章	人と自然がとも	っに生きる、	、地球環境にやさ	こしいまち	実施計画事業名	指導·監視事務		
方向性(節)	2節	循環型社会の	)構築			個別計画等の	第二次川越市環境基本計画		
施策	3	廃棄物の適正	三処理			名称			
細施策	3	産業廃棄物の適正処理				当事業に関連			
事業実施の根拠となる 法令・条例等	廃棄物の	処理及び清掃	帚に関する	法律		する事務事業	なし		

### 2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何の ために実施するのか)

産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物許可業者、PCB廃棄物保管事業者を対象に、指導・監視を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全するために行う。

事業の概要 (活動内容、実施手段・ 方法など)

- 法律に基づく立入検査、報告徴収等を行い、違反を発見した場合には適正化のための指導を行う。
- ・指導に従わない事業者に対しては、許可取消処分等の行政処分を行う。

#### 3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

. > (   0   -   0   0   -   0   0   -   0   0	124						V 1 I—: 1 1 17
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	2,582	3,172	3,202	2,577	4,561		
(25年度予算額大幅増/減 <i>0</i>	車両の買い替え	のため					
事業費	А	3,106	2,069	2,222	1,781	4,561	2,380
人件費	В	12,473	12,473	12,473	12,473	12,473	12,473
総コスト(C=A+B)		15,579	14,542	14,695	14,254	17,034	14,853
正規職員(1年間の従事人数	枚)	1.70人	1.70人	1.70人	1.70人	1.70人	1.70人
臨時職員(1年間の従事人数	友)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	Е	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E	Ξ)	15,579	14,542	14,695	14,254	17,034	14,853
					☼95年度 96年度	の車業弗 (仲弗)	4月27年

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額 ※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

#### 4. 成果指標・活動指標による分析

т	<u>/ツィ</u>		<u> </u>						
٠		評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
活動		排出事業者への立入 検査件数	件	111	127	93	70		26 <sub>年度</sub> 70
		指標の定義・説明		産業廃棄物排出	事業者(医療監視	見件数+家屋解体	現場立入検査件	数)	
		許可業者への立入検 査件数	件	115	115	82	114	60	26 <sub>年度</sub> 60
		指標の定義・説明		産業廃棄物許可	業者立入検査件	数			
		PCB廃棄物保管事業 者への立入検査件数	件	36	30	6	8	6	26 <sub>年度</sub> 5
		指標の定義・説明		PCB廃棄物保管	事業者立入検査	件数			
Ī	成果	文書勧告件数	件	2	0	0	0	0	26 <sub>年度</sub> 0
		指標の定義・説明		文書勧告件数			\		
н			立 入ホ	金杏件数け減少(	頃向にあろが 文	書勧告件数けの	を維持している。	今後も計画的に立	入給杏を行うこと

指標に基づく評価

立入検査件数は減少傾向にあるが、文書勧告件数は0を維持している。今後も計画的に立入検査を行うこと により、違法状態を未然に防止し、また違反を発見した場合は速やかに改善指導等を行うことにより違反状態を継続させないようにする。

#### 5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況 効率性に課題

事業者の規模や過去の違反状況を勘案し、効率的、効果的な立入検査を実施する必要がある。

#### (2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

関東地方においては、当市の産業廃棄物許可業者に対する立入検査件数は比較的多い状況である。

## ③ 事業を廃止・縮小したときの影響

法令の規定に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進していくために必要な事業であり、廃止・縮小した場合は、生活環境の保全に支障をきたす可能性がある。

# 平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署			環境部			羽	産業廃棄物指導課	指導担当	
	事務事業名称 24			50	01	01	産業廃棄物指	i導·監視事業	
今 後 3	25 年 度	継続							
年間の	26 年 度	継続							
方 向 性	27 年 度	継続							